

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会
第5回 検討委員会 議事録

日時 平成17年12月21日（水）14：00～16：45

場所 岐阜市役所本庁舎低層部4F 全員協議会室

【事務局（宮川）】 定刻になりましたので、ただいまから第5回岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会を開会させていただきます。

私、本日の司会を務めさせていただきます産業廃棄物特別対策室長の宮川でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ご多忙のところ、また足元の非常に悪い中、皆様方にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、ご都合によりまして井上委員、小嶋委員、富樫委員、永瀬委員、樋口委員、肥後委員と環境省の坂川室長様にご欠席でございます。

また、岐阜市の産業廃棄物不法投棄対策検討委員会の要綱に基づきまして、中部地方環境事務所の筒井課長様、岐阜県の林政部治山課の森川課長様、不適正処理対策室の黒岩室長様にご出席をいただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきたいと存じます。まずお手元の資料をごらんいただきたいと思いますと思いますが、次第がございます。それから、資料の上にナンバーが振ってあります。資料1と資料2を配付させていただいております。お手元にない方がおられましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、環境事業部長よりごあいさつ申し上げます。

【事務局（一野）】 本日は第5回の対策検討委員会に、年末の大変ご多忙のところ、また足元の悪い中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、この検討委員会でございますが、この間は、廃棄物の恒久対策について技術的な検討を先行させて行うということで、技術部会を中心に検討を進めてまいりましたが、本年の12月9日をもちまして技術部会での検討が終了いたしました。技術部会の皆様には大変ありがとうございます。委員の皆様方のご尽力を賜りまして、部会の報告書をまとめていただいておりますので、本日はそのご報告をいただきたいと思いますと考えております。

今後、これを踏まえまして対策案についてご検討いただくわけでございますが、本日の検討委員会の終了後、正副委員長さんから市長へこの間の検討結果についての中間報告をいただくことになっております。そういったことを踏まえまして、本日ご意見をいただき、おまとめいただきたいと思いますと考えております。

どうか皆様方には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますがごあいさつにかえさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

【事務局（宮川）】 ありがとうございます。

なお、傍聴の方にはあらかじめお断りをいたします。お手元に配付してございます遵守事項に従いまして会議中の発言等はお控えくださいますようご協力をお願いいたします。

なお、ご意見等ございます場合には、ご意見等記入用紙が用意してありますので、お帰りの際に提出いただきますようお願いをいたします。

それでは、以降の進行につきましては、委員長さん、よろしくお願いをいたします。

【吉田委員長】 どうも皆さん、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして、第5回の不法投棄対策検討委員会を進行させていただきます。

本日は行います検討内容のポイントを初めにお話しさせていただきますが、主として、きょうは2点ございます。一つは、技術部会の方の最終報告が出てまいりましたので、これについてご検討をお願いしたい。その上で、今後の対策をどう進めていくべきなのかということについて検討をいただきたい。主としてきょうはこの2点でございますので、よろしくご議論のほどをお願いしたいと思います。

ちなみに、きょう検討していただき、きょうの案を中間報告という形で市長の方に答申をしたいというふうに思っております。

それでは、次第に基づきまして、次第の4、再生ビジョン部会の検討経過について報告をさせていただきます。

これにつきましては、本来副部長であります富樫委員の方から報告をしていただくことになっておりましたが、富樫委員が本日欠席ということでございますので、私の方で報告をさせていただきます。

12月12日15時から16時45分まで行いました。内容は種々ございますけれども、技術部会の方で提出されました5つの案がございますが、この5つの内容について議論をいただきました。安全性、あるいはコスト面、さらには市民合意という視点から撤去案を検討するというところでございます。

いろいろ意見がございましたけれども、社会正義の視点からいうと全量撤去が当然であるという意見がございます。そのほかにも、その撤去に伴う二次災害ということも考えなければならぬので、全量残置、安全性を確保した上で残置した方がいいのではないかと意見もございました。それから、地元の委員さんの方からは、全量撤去以外には納得はできない、理解ができないという意見もございます。それから、処理費用をどうするか。果たして市だけでこれを全部賄えるのかと。もしそうした場合に、市民生活にいかなる影響が及ぶのかということも考えなければならぬだろう。したがって、コスト面というのも無視してはならないという意見がございましたし、さらには、75万立方メートルという産業廃棄物を果たしてどこが引き受けてくれるのかと。果たして岐阜市以外に出す、撤去することが本当に許されるのかというご意見もございました。

こういったさまざまなご意見があった中で、この委員会としては、市民全体で検討していくのが望ましいと。その際、市民の安全とか安心を担保する形で最善の対策を考えていきましょうということでもございました。

きょうは、技術部会の方の意見と、それから中間報告として、基本的にどういう方向でこの対策を立てていくのかということを議論していただいた上で、再生ビジョン部会の具体的な内容を検討していきたいというふうに思っております。

以上が再生ビジョン部会からの経過報告でございます。

続きまして、技術部会についてですが、こちらは先ほど説明がありましたように9日に部会が行われて、それが終了いたしております。そして、部会報告書が本日提出されておりますので、経過等について報告書に含まれておりますから、あわせて報告の要旨を藤縄部会長さんの方から報告をしていただきたいと思います。

では、よろしくお願いいたします。

【藤縄副委員長】 それでは、お手元に配付をさせていただいています、技術部会報告書というのがございますが、こちらをごらんいただきたいと思います。

めくっていただきますと、目次がございますけれども、主に1の技術部会における検討結果概要についてお話をさせていただきたいと思います。

それでは、少し飛びますが、12ページをお開きいただきたいと思います。技術部会の第1回目が今年の5月27日に開催されておまして、このときにはどういう詳細調査をしたらいいのかということ議論させていただきました。

第2回目はこの詳細調査項目についてさらに議論を進めるとともに、応急的に何か問題点があるのかどうかということで議論をいたしまして、擁壁の崩壊の可能性があるということがございましたので、これに対する方法について審議をさせていただきました。

第3回目でございますけれども、今年の10月8日、調査方法と、それから崩落に対する対策、それから周辺部のお米に影響が出ている可能性がないかというご指摘がございましたので、こちらの方も審議をさせていただきました。

第4回目、ことしの1月21日ですが、調査結果が出てまいりましたので、その分析に関する検討を行うということをやりました。

それから第5回目、5月26日ですけれども、医療系廃棄物、これは現在見つかったりするわけではございませんけれども、そういうものがあるという情報もあったようでございますので、もし仮に出てきた場合にはどういう考え方をすればいいのかということで検討をさせていただきました。

それから第5回目、7月1日ですけれども、生活環境上の支障、またはおそれについて、どういったものがあるのか、どういったものが緊急なのか、あるいは慢性的なおそれがあるのかどうか、そういう検討をさせていただきました。

それから第6回目、8月22日ですけれども、上の二つ、生活環境上の支障、応急対策の必要性等について議論をしまして、その後、今後の恒久対策としまして、どういう方法があるのかということを検討いたしまして、基本的にはこのうちのどれかの対策はどういう考え方をしてもすべて合致するというような、広い意味で網をかけるということをやったわけですけれども、第7回の部会では、全量撤去案、それから残置をしたときに環境への影響を押さえ込むためにはどうしたらいいのかという検討をいたしました。

それから第8回目でございますけれども、10月26日、これは一部廃棄物を撤去するという対応をしたときの問題点等について検討をさせていただきました。

第9回目が、つい先日、12月9日に開催をされまして、恒久対策案の5案について、さらに修正箇所等について議論をするとともに、最終的な取りまとめを行うというようなやり方で技術部会を進めさせていただいたわけでございます。

ちょっとまた前に戻っていただいて1ページでございますけれども、まず不法投棄現場の場内についてはどういう調査をしたかという概要を簡単に説明させていただきたいと思いますが、まず内容物の量と質を調査するというところでございますが、調査の方法は、全域を30メートルメッシュに区切りましてボーリング調査をします。それから、バックホウ等による掘削調査も行いました。

それで、結果でございますけれども、まず廃棄物の性状は、埋められた廃棄物は土砂、コンクリートガラ、木くずが主体。その大部分が建設系の混合廃棄物であるということがわかってまいりました。

それから、イの方ですけれども、廃棄物の量は75万3千立方メートルですね。

それから廃棄物の重量別組成も書いてございますけれども、重量で分類しますと、土砂類が37%、それから陶磁器・石・コンクリートガラ等が30%くらい、それから木くずが21%、プラスチック類、それから金属類、紙、布等になっております。

それから、高さといいますか、地形状況についても調査をしていただきました。

次のページをめくっていただきまして、次は地質調査でございますけれども、まず基盤岩は中生代の地層でございます。それで、ルジオン試験であるとか、あるいは亀裂の状況とかを観察、調査するというのをさせていただきました。

それから水の調査、表流水の経路ですね。

それから地下水の調査等を行ったわけでございます。

それから次の四角で囲ってある②でございますけれども、有害物質について詳細に調査をするということをしていただきまして、有害物質の有無と、それから土壤に汚染が及んでいるのかどうかという調査をしていただきました。

調査の方法は、ボーリングでコアを採取いたしまして、その試料で有害物質の分析を行うということをやりました。それから、アスベスト、燃え殻等についても確認をしております。

結果でございますが、結果は、重金属、それからイの特定有害物質、アスベスト、ダイオキシン類、その他等に分類して書いてございます。

特に重金属ですと、分析というか、基準も、産業廃棄物にかかわる基準と、それから土壤汚染対策法にかかわる基準というのがございますけれども、これを、場合によってはより厳しい土壤汚染対策法に基づいた基準で分析を行うということをやっていただきました。

それで、土壤汚染対策法、厳しい方なのでございますけれども、鉛が若干含有されているという結果が出ております。それから、有害物質は、土砂については土壤環境基準に適合していると。それから、アスベストでございますけれども、アスベストは、31サンプルのう

ち、15サンプルからアスベストが検出されておりますが、これには飛散性と非飛散性の2種類の特性を持ったアスベストがございますけれども、現場で検出されたものは非飛散性のアスベストであるということがわかっております。それからダイオキシン類、特に燃え殻等についてダイオキシンがどの程度入っているかということが検討の対象になったわけがございますけれども、分析の結果、燃え殻は、有害産業廃棄物判定基準というのがございますが、それには適合しているということでございます。

それから次のページをお願いします。3ページでございますけれども、重要なところだけかいつまんでお話しさせていただきたいと思いますが、カに土壤汚染対策法に基づく調査というのがございますが、こちらでは、溶出試験というのと、それから含有量試験、ちょっとこれは試験のやり方が異なっているのですけれども、溶出試験では一部のエリアで六価クロムが土壤環境基準を超えて検出されていると。括弧内に検出結果が載っております。それから含有量試験、一部のエリアで鉛が検出されているということでございまして、そういう結果が出ているということでございます。

それから、③水質調査でございます。場内の水質調査を実施しております。

結果概要ですが、これは上流の沢水、プラント裏の湧水、それから地下水、浸出水について分析をしていただいております。

沢水につきましては、水質汚濁防止法の環境基準に適合している。それから、プラント裏湧水につきましては砒素等が検出されたことがございますけれども、これは水濁法の排水基準には適合しているということでございます。それから、地下水につきましては地下水環境基準に適合しているということが確認をされております。浸出水は、次の4ページにまたがっておりますけれども、廃棄物が原因と思われる有機物等の影響が認められたということでございます。

それから、④環境保全調査でございます。こちらは廃棄物層内部と表層部におけるガスの発生状況を調査するというので、調査をしていただいております。

このガスで特に注目すべき対象としては、硫化水素、メタンでございます。ボーリングを設置した観測孔15カ所において内部ガス調査を行いまして、メタンと硫化水素が検出されております。メタン濃度の高い場所もございました。硫化水素が高い場所もございました。あとはよろしいでしょうか。

続きまして、場外についてご報告をいたします。

場外は、河川、それから排水、地下水調査を行っていただいております。現場周辺を流れる原川、現場からの排水、地下水を対象に、水質汚濁防止法の項目と要監視項目についてモニタリング調査を行っていただいております。

結果でございますが、いずれも河川、排水、地下水、特に異常はございませんでした。地下水はその後連続観測をしてもらっております。

次の5ページの③土壤調査・河川底質調査、それから④悪臭・大気調査、⑤米の調査、米はカドミウムと鉛ですね。いずれも特に異常は検出されていないということでござい

す。

6 ページでございますが、場内の調査、場外の調査等を踏まえて、生活環境への影響はどんなものが上げられるかということのを要約したものが一番上にある表でございます。

廃棄物の飛散につきましては、法面の崩落防止、それから地下水の汚染、河川の汚染、火災・悪臭等の発生、それから河川への流出、そういったことが影響として考えられる項目だろうということでございます。そんなところでございますね。

それから次に7 ページに行きたいと思っておりますけれども、こちらはちょっと説明の仕方が難しいかもしれませんが、生活環境影響へのリスクを、どんな恒久対策を選択してもなるべく同一レベルに抑えたいという基本的な考え方から、恒久対策案について検討をいたしました。

それで、7 ページ、8 ページにまたがっておりますけれども、まず撤去、どういった内容物について撤去が妥当なのかどうかということについて議論をいたしまして、いろんな委員からさまざまなご意見をいただいておりますので、いただいた意見がここに記載されているということでございます。

それから、法面崩落防止ですね。これも委員からいただいたご意見がここに載っております。

それから雨水浸透防止、それから地下水汚染防止と河川汚染防止ですね。

次のページでございますが、沢水の浸透防止、発生ガスの抑制、流出水量の調整、こういったものを主に念頭に置きまして、対策案を検討させていただきました。

その検討させていただいた結果でございますけれども、大きく分類いたしますと、全量残置、それから一部撤去、全量撤去という三つになるわけでございますけれども、ただ、全量残置した場合につきましても、シートキャッピングをして雨水が浸透しないようにするケースと、それからシートキャッピングをしない場合で費用等がいろいろ異なっておりますので、全量残置につきましても、2通りのやり方を実施したときの課題、対策、費用について検討させていただきました。

それから、めくっていただきますと、ちょっとこれはわかりにくいかもしれませんが、9 ページでございますが、一部撤去の第1案というのがございます。こちらの考え方は、法面崩壊を起こさないように、崩壊する可能性がある部分は掘削・選別して、木くず、紙、布等を撤去するという案でございます。それで、この案も全面シートキャッピングをする場合、しない場合という2通りの対策が考えられます。それから、第2案でございますけれども、こちらの方は、混合物層を掘削・選別し、木くず、紙・布は撤去するという案でございます。それから、一部撤去の第3案でございますけれども、こちらは、混合物層を掘削・選別するというのは第2案と一緒になんですけど、土砂とコンクリート以外は撤去するという案が一部撤去の第3案でございます。

それから、ページをめくっていただきまして10 ページでございますが、こちらは全量撤去案でございます。廃棄物層を掘削し、土砂以外は選別、全量撤去するというもので

ざいます。

こういう案について詳細な議論をさせていただいて、それに基づいて費用の算出をしていただいたということでございます。

それから11ページでございますが、今後の処理に当たっての留意事項というのがございます。先ほどもちょっとお話をしましたけれども、部会では、調査結果に基づき、生活環境へのリスクをほぼ均等なレベルとするということを念頭に、すべてで何案になりますか。五つのうち、さらにキャッピングする、しないというのが実は2種類ありまして、7案でしょうかね。そういう案について検討してきたということでございます。

それで、最終的に留意事項として、この11ページの下の方でございますけれども、対策手法等の詳細につきましても、対策を実施する段階でさらに詰める必要があるということでございますね。

それから②は、廃棄物の掘削・選別に当たっては、アスベストの飛散防止、周辺環境、作業環境の安全確保に努める。

それから③、鉛が土壌含有量基準を超過している箇所も含め、今後恒久的な対策を実施するに当たっては、必要に応じ補足調査を実施した上で適正に処理をすること。

それから④でございますけれども、水処理施設を設置する場合は下水道への接続が非常に有効と考えられることから、具体的に検討をお願いしたいということでございます。

以上、部会の取りまとめをさせていただきましたが、実は最終部会、12月9日の部会で、費用の算出がまだちょっと粗いんじゃないかということで、もう少し詰めて費用の算出をお願いできませんかということ事務局をお願いしておりまして、その資料ができ上がってきておりますが、それが資料の2でございますけれども、こちらにつきましては事務局の方からご説明いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【事務局（一野）】 それでは、ちょっと座ったままでお許しいただきたいと思っております。

資料の2でございますが、今、部会長の説明されました報告書の8ページの後段の部分、対策案に係る対策概要、こちらを見ながらの説明になると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今、部会長から説明がありましたように、それぞれの案についての対策の概要がこの技術部会の中で進められたわけですが、当初、我々が、きょうの資料にもございますが、A3の対策案の図ですが、これの一番下にあります概算の費用と書いてございますのは、当初すべて条件設定なしに積算、超概算といえますか、概算の概算を出したものです。それで、今説明がありましたように、技術部会の中でいろんな対策案が具体化されてきましたし、また条件設定も今のキャッピング等されてまいりましたので、それらを踏まえまして今回整理して、これも概算でございますがまとめましたので、説明させていただきます。

まず残置案、それから一部撤去の1案、2案、3案、全量撤去案につきましても選別対象とか、撤去対象につきましては、今、部会長から説明があったとおりでございます、説明は省略させていただきます。

それで、想定撤去量としてここに書いてございますが、これもこの間口頭ではお話ししてまいりましたが、きょう、ここに数字として、これも予想ですが示させていただきました。残置案については 4.5 万立方メートル、一部撤去 1 案は 6 万、2 案は 30 万、3 案は 50 万、全量撤去は 75 万、いずれも廃棄物そのものの量でございます。

その下の想定工事期間については、これも当初の案と変わっておりません。

さて、今言われました、数字をもう少し詰めろということなのですが、8 ページの全面シートキャッピングをする場合としない場合ということで、部会の方でそれぞれ雨水浸透、地下水汚染防止の手法を一応お示しいただきましたので、それに沿って、残置案につきまして二つの積算ができるわけでございます。

まず雨水浸透防止対策で、キャッピングをする場合、これはシートキャッピングでございますが、この場合には、その三つ下の水処理施設設置は、注意書きにありますように設置をしなくてもいいということですので計算から省いておりますし、キャッピングをしない場合は水処理施設が要るということで、25 億円から 29 億円ということでこの費用が盛り込んでございます。

それから、ずうっと下がりまして、対策工事費の下の方でございますが、廃棄物の選別、これは残置案についてはしませんので、先ほどの 4.5 万立方メートルについての処分費が掲載してございますが、これにつきましても当初はいろいろな幅を持って計算しておりましたが、当初積算に用いました 1 トン当たり 2 万 5 千円という数字で委託ということでとりあえず統一しました。比較するために統一をさせていただきました。その下の維持管理費でございますが、水処理施設の設置に伴う維持管理費、これは薬品等の材料でございますが、設置をした場合は当然入ります。それから監視モニタリング費用、1 年当たりの数字でございますが、これは工事完了後の数字でございます。そういったことで、この残置案について、キャッピングをする場合、つまり処理施設を設置する場合、しない場合ということに分けて計算しますと、合計欄、維持管理費含めて、設置する場合は 46 億円から 51 億円、しない場合は 76 億円から 102 億円ということでございます。この金額の差は、何度も申し上げますが水処理施設を設置するかしないかの差でございます。

次に、一部撤去案の 1 案でございますが、これにつきましても今と同様の考え方で計算をしております。雨水浸透防止対策につきましては、残置案とほぼ同じでございます。それから、廃棄物の選別処分につきましては、今申し上げました量によって計算をしますので、選別費、処分費が記載のとおり計上しております。これも合計しますと 54 億円から 62 億円、81 億円から 110 億円ということになりまして、キャッピングをする場合、しない場合の差も、今の残置案と同じように水処理施設の設置をするかしないかの差でございます。

次に、一部撤去の 2 案でございます。これも手法としては、先ほど申し上げましたように、あくまでも管理型の廃棄物を対象に撤去するというところでございます。この場合の水処理の手法でございますが、これにつきましては水処理施設を設置しなくてもいいという

ことでございますので、水処理施設は、あくまでも工事中の仮設の水処理施設ということで、数字は一応1億円ということで置いてございます。そういった形で、これもトータルしますと合計で122億円から150億円となります。

それから、一部撤去の3案でございますが、これも2案とほぼ同様でございます。ただ、廃棄物の撤去対象が、2案に加えまして、廃プラ、それから金属類、ガラスくずなど、そういったものも撤去対象とするということで、廃棄物の選別の費用がふえてまいりますし、当然処分費もふえてまいりまして合計金額、維持管理含めて175億円から180億円ということでございます。この2案と3案の違いは撤去処分量に係る選別と処分費の差でございます。

最後の全量撤去案でございますが、これにつきましては、ほぼこの廃棄物の選別、それから処分費が大半でございます。合わせて291億から301億といった形で、今回概算でございますが、一応技術部会でのご検討、ご指示を踏まえまして精査した今時点での数字でございます。

最後に、参考までに、一番下の行ですが、この想定期間1年当たりの維持管理費を含んだ費用が掲載してございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

【吉田委員長】 藤縄部会長さん、事務局の一野さん、ありがとうございました。

以上が技術部会のこれまでの検討結果をまとめた最終報告書でございます。場内、場外での調査の結果が詳細に示されておりまして、これが有害な物質をどの程度含んでいるのかということを経科学的に調査していただきました。そして、幾つかの危険があるということで、それに対しては対処する必要があると。その対処の仕方については、生活に支障が出る可能性がある。しかし、技術的に対策を講じることによってそのリスクを均等化すると。そうすると、こういう案になるということでございます。それをまとめましたのがきょうの最終報告、資料の1ということになるかと思えます。

それをコスト換算といいますか、少し詳細に、どれぐらいの費用がかかるのかというのを計算していただきましたのが、先ほどの資料の2でございます。

以上の報告書について、皆さん方からこれからご意見を賜りたいわけですが、一言申し上げておきますと、この間、1年ほどこういう最終的な報告書に至るまでの時間がかかりましたのは、より安全性を維持するためには、もっと調査が必要であるということが技術部会の方で議論されたようでございます。そして、その結果として、1年間かなり詳細な調査をされて結論を出されたということでございますので、非常に信頼できるものだというふうに私としては確信をいたしております。

そこで、きょうご報告をいただきましたことについて、委員の皆さん方からご意見を賜りたいと思います。いかがでございましょうか。

【木村委員】 岐阜大学の木村です。

藤縄委員、教えていただきたいのですが、2ページと3ページに鉛の含有量、あるいは溶出量の結果が出ておりますね。それで、2ページのところに真ん中のあたりの結果概要

の重金属の説明で、私の理解不足かもしれないですけども、廃棄物そのものについて試験を行ったと。その次に、廃棄物層に含まれる土砂を対象に行ったと。それから、廃棄物層間に盛り土として用いられた土砂を対象に、それぞれ含有量試験、もしくは溶出量試験をなされたということですか。

【藤縄副委員長】 こちらはちょっと、詳細は事務局の方で補足をしていただきまして、科学的な視点で何か私が補足することがありましたら私の方で補足するということでよろしいですか。

【事務局（田中）】 環境事業部の田中でございます。今のご質問にお答えさせていただきます。

今、木村委員のおっしゃっていただいたとおりに検査をいたしております。廃棄物そのもの、それから廃棄物層に含まれております土砂、それから廃棄物が、いわゆるサンドイッチ状になっております。ですから、廃棄物層と廃棄物層の間でございます土砂層、こういったものそれぞれについて調査をいたしております。以上でございます。

【木村委員】 わかりました。そうしますと、この2ページ、3ページを読みますと、廃棄物そのものの調査結果からは、要は基準以上のものは出てこなかったけれども、その間の土砂、あるいは廃棄物に含まれる土砂の中には鉛が一部のエリアで超過したと、そういう理解の仕方でいいわけですか。

【事務局（田中）】 例えば2ページのところかと思えますけれども、廃棄物層間に用いられた土砂について、含有量基準を超えた鉛が含まれていた部分があるということでございます。

【木村委員】 ですよ。私、回りくどい質問の仕方をしましたけれども、要は鉛が、廃棄物の中の、例えば陶器の破片だとか、そういう中に含まれているものなのか、あるいはそうでなくて、土砂といいますか、その間盛り土として用いられた土砂の中に既に含まれていると。含まれているとなると、鉛の場合、溶出というのですか、浸出というのですか、私、専門用語はわかりませんが、既にその土砂の中に入ってきているのだという理解になるかと思うのですが、そのあたりどうでしょうか。

【事務局（田中）】 鉛が含有されておると。この資料では細かく記載しておりません。今までの資料に出てまいりますけれども、同じ層で溶出を検査いたしておりますけれども、溶出はしていないというデータになっております。

【木村委員】 そうしますと、今度4ページのところの下の場外のところで、河川の水質調査されたところに、鉛に関してはSS、いわゆる浮遊物質の中に含まれているということですよ。そうすると、鉛の出どころというのは、大体予想としてはどういうところなのですか。

【事務局（篠田）】 周辺調査を担当しました水・自然室ですけども、ここに書いてございますように、原川の上流部分でも濁水によって鉛が検出されておりますので、一般の自然由来の土砂の中に含まれておるといふふうに考えております。この鉛につきまして

は、原川の水もろ液について分析しておりますが、ろ液の中には含まれておらずに、検出されたのは、その土砂部分から検出されておりますので、泥にまじっておるものと考えております。

【木村委員】 ということは、産業廃棄物の一部の廃棄物の中に鉛成分が含まれていて、それが盛り土だとか、そういう土壌のところに出てはいないだろうということですか。

【事務局（篠田）】 そのように考えております。

【木村委員】 とすると、盛り土として用いられた土砂に自然界にある鉛が含まれて、それが今回検出されたという理解でいいわけですか。

【事務局（田中）】 はい、そのように考えております。

【木村委員】 だとすると、土壌含有量基準を超えたような盛り土を用いたということになるのですか。そういう解釈ができるのでしょうか。

【藤縄副委員長】 含有量試験というのはどういう試験なのかということをお話された方がよいと思いますが、これは土壌等を細かく砕きまして、それを強塩酸の中に入れるのです。強制的にすごく低いpHにして、強制的に溶出をかけて、それで分析をするということで、本来の自然界の条件であれば、ほとんど出る可能性がないものも含めて、すべてどれくらい含有しているかを調べようというのが実は含有量試験なのです。それで、六価クロムは可溶性の場合がありますけれども、鉛の場合はほとんど可溶性で出てくるということはありませんで、大体は微粒子で出てくる。ですから、底泥にたまっているというようなケースは想定されると思うのです。そういう意味で、今回、土壌汚染対策法の中で規定されている試験方法を採用したということで、鉛が出ましたよということなのです。ちょっと補足になるかわかりませんが。

【吉田委員長】 木村委員のご心配というのは、鉛が出てきて、それで大丈夫なのかという、住民の安全というか、安心というか、その心配だと思うのですが。

【木村委員】 いや、そうでなくて、私言いましたように、例えば鉛の可能性としては、陶器の破片とか、そういうところに顔料として鉛が含まれているとか、あるいはガラスの産業物の中に鉛が入っていると。今、藤縄委員がおっしゃったように、鉛そのものが溶出するということはある得ないと思うのですけれども、細粒になったとしても、それが出てくると。それが、産業廃棄物の中にとどまっているものなのか、あるいは盛り土だとか、周辺の土壌中に、流れ出すという表現はおかしいですけど、浸出しているものなのか、そのあたりを知りたいので、質問させていただいたということです。

【吉田委員長】 ということは、後者ということでよろしいのですね。

そのほか、ご質問ございませんか。

【幅委員】 報告書の2ページですが、6行目あたりですかね、基盤岩は亀裂の多い状態であることが推察されるというところの記載なのですが、この亀裂が多いという基盤岩が、廃棄物の関係で将来的に何らかの影響があるのかどうか。ここに関するあとの記載が何もないものですから、これはただそういう状態だというだけであって、何ら影響がない

ものなのかどうかという素朴な疑問が1点あります。

それから、キャッピングの問題なのですが、キャッピングの方法というのは、ちょっと事務局の方でお聞きしたところ、シートでカバーして、そこに覆土というのですか、土で覆うという状態で雨からの水による被害を防止するというような、そういう手法のようなんですけれども、このキャッピングの効果、シートの耐用年数、このあたりの検討がされているのかどうか。それと、シートを土でかぶせてしまうと中の状態が検証できませんよね、耐用年数との関係で。そこらあたりをどのようにその後の状況、これキャッピングした場合には、安定するまでに相当年数かかるというような記載がございますので、シートをどういうふうに維持させていくのか、そこらあたりがちょっと算定ではよくわからないということと、同じくキャッピングの方法なのですが、おわん型に廃棄物がある場合に、いわゆる山の状態でカバーするのだったらわかるのですが、現場はいわゆるダムのような状態になっていますよね。あそこをどのようにキャッピングするのか。多少削ったにしても、あの状態でキャッピングすると山の部分から中にしみ込んでくるのではないかなというような、素人的な素朴な疑問を抱いておるのですが、そこらあたりはどうなのかということ。

それから、いわゆる産廃の最終処分場、安定型の処分場ですと、下にシートをかけて、それでしみ込まないようにしておりますよね。これ、処分場じゃないので、いかに防止するか程度のことなので、そこまで考える必要はないのかしれませんけれども、下は何もシートがない状態で安全性が維持できるのか。上から降ってくる雨をよけるだけで、しみ込まないのか、そこらあたりの疑問があるものですから、技術的な観点から教えていただきたい。

【藤縄副委員長】 亀裂のお話がありました。一つは、恐らく亀裂性岩盤から有害物質が出てくるかもしれないというおそれをお持ちなのではないでしょうか。もし、それであれば、これは分析結果がございます。市の方、ちょっと補足、どなたかできますか。ちょっと、きょう、地質の専門の委員がお休みなもんですから、私、あまり詳しいご説明はできないのですが、どなたか。

鉛にしましても、ヒ素にしましても、六価クロムにしましても、もともと元来岩の中に入っている傾向が非常に強いものなのですよ。ですから、無理やり溶かし出せば、絶対出てこないという保証はないと思いますが、たしか基盤の調査はされたのではなかったでしょうか。ちょっと今、調べていただいています。

それからもう一つ、この亀裂を通して汚水が浸透するおそれがあるのかないのかということご心配があるのではないかなという感じがいたしますね。実は浸透していくためには、相当しみ込む水自体が高い圧力というのか、ポテンシャルを持っていないと中にはなかなか浸透はしないのです。そういう意味では、ここの場所というのは、あまり岩の亀裂を通して、より深いところに汚染された水が浸透するという可能性は少ないのではないかなあという感じを持っていますが、ただそこまで詳細な調査は残念ながらしていません。費

用もかかりますし、時間もかかりますので、そこまでやっておりません。

事務局の方、もし準備ができましたら、またお願いしたいと思います。

それから、キャッピングですね。これも詳細設計はまだしておりません。ですから、今お話になったようなことは当然技術部会の委員の方も承知をしておりますが、今ご心配になっておいでのようなことは当然対応するというので、キャッピングをする、しないという仕分けをしているということですね。キャッピングしますと、何年間もつのかという心配が当然ございますよね。私は、キャッピングした上に砂か土かをかぶせるかどうかは別としまして、やっぱり耐用年数があると思いますから、その耐用年数が来れば取りかえる必要はあるだろうというふうに思いますよね。

それから、安定型というのは実はシートを敷かない。管理型でシートを敷くのですね。ただ、ここで、全部廃棄物を一旦取り除いて、シートを敷いてという作業は多分あまり意味ないですよ。お金もかかるし、時間もかかるし、効果からもできないと思いますので、そういうことは想定していないのですね。もし万が一、外部に出る可能性があるかもしれない。ですから、全量残置した場合は、当然外部に出る水はみんなせきとめて、外部に出さないようにするというので、鉛直遮水壁を打設しまして、浸出水が外に出ないようにすると。それから、出てきた水はみんな内部で処理をして、処理後の水を外部に出すということを考えております。よろしいですか。

【幅委員】 今のご回答の関連ですが、技術的にはおおむね把握したつもりでおりますけれども、例えば撤去するというのだったらまだわかるのですけれども、そこに何らかの工作物を設置するということになる、この所有関係であるとか、そのあたりの障害もいろいろ出てくるのではないかと思うのですよね。そのあたりは、ある程度事務局の方にお聞きした方がいいのかわかりませんが、可能性といいますか、実現可能性についてはどのようにお考えなのかというのをちょっと把握したい。

【藤縄副委員長】 これ、おっしゃるとおりでして、むしろ吉田委員長に。

【吉田委員長】 それはどうするかというのは、実は再生ビジョン部会の方でそれを検討することになっておりますけれども、再生ビジョン部会というのは、技術部会でどういう可能性があるのか、危険なのかどうなのか、全量撤去しなければいけないのか、全量残置しても大丈夫なのかということがわからないと検討できないわけです。それで、今お問い合わせの地権者の問題ですね。法的にどういうふうになるのかというのは、果たして市役所が代執行する場合にどこまで関与できるのかというのが、我々法律の専門家ではないのでよく分からないので、むしろ法律の専門家である幅委員の方に、こういう方法がありますよというのをむしろお聞きしたいなというふうに私としては思っていたのですけどね。非常に複雑な問題があるということは承知して、本当に上に構造物をつくるというのは非常に難しいだろうと思いますね。そういうものを全部解決しなきゃいけないわけですから、恐らく裁判ということになりましようから、事実上何もできないということになると思いますが、非常に心配しております。

【事務局（田中）】 先ほどの基盤岩の関係でございますけれども、こちらからお答えさせていただきます。

資料の8ページの方に、今、部会長の方からお話をいただきました部分と重複をいたしますけれども、資料の8ページの上から4行目の●のところ、鉛直遮水壁等ということで、基盤岩のルジオン値や亀裂の存在から、遮水壁を設置する場合は地下浸透のおそれに対して十分な検討が必要となるということで、部会長のお答えと同じようになってまいりますけれども、留意事項の方でございますように、必要に応じた補足調査を実施した上で適正に処理すると。ここで細かな方法までは論じておりませんが、これは十分検討に値することというふうでとらえております。

【吉田委員長】 よろしいでしょうか。

そのほかのご質問ございますか。

【道家委員】 最後のページのところに、水処理の関係ですけれども、下水道の接続が有効であるということが書いてあるのですね。ちょっと僕も不勉強で申しわけないのですが、あのあたりというのはどの程度まで下水道というのが布設されておるかということをお教えいただきたいですね。

【吉田委員長】 これは事務局の方ですね。

【事務局（宮川）】 事務局の方からお答えいたします。

現在、北東になりますかね、県道と畜産センターからの道路がぶつかった三差路まで、19年の3月にそこまで下水を布設するという計画があると聞いております。

【道家委員】 その下水道の方にずうっと延長を延ばして接続した場合に、水処理の工程というのは、すべて下水でカバーできるということですか。

【事務局（宮川）】 水質等にもよるのですが、そういうことが下水の方に流すことが可能であると。今のデータであれば十分いけるというふうに考えております。

【道家委員】 はい、わかりました。

【吉田委員長】 そのほか、ご質問。

【西川委員】 現在も内部で実は発熱をかなりしておるということで、中ではかなり化学反応があり、残置した場合に発生ガスのガス抜き管みたいなもの、これというのは、外に抜いたとき、何か処理しなくても、そのまま抜いて、付近の環境には影響がないのですかね。我々、現場は2回、3回見に行ったのですが、状況的に、今ふたをしてあって、中から結構ガスが発生しているというのは確認をしているわけですが、それについて1点と、それから藤縄委員、青森と岩手の検討委員会の委員をおやりになってみえるということで、実際あちらは非常に悪質な産廃があるということで、あちらは全量撤去に向けての対策を練っておるようですが、実質、ここの樁洞の部分を見たときに、周辺へ流れておる川とか、水、そういう状況、本当に危険であるか、見た感じ、非常に危険かどうかという感想というか、実体験の話をお聞かせいただければありがたいのですが。

【吉田委員長】 発熱の問題についてもよろしいですか。事務局の方で、発熱については

対策案を。

【事務局（宮川）】 今の発熱の関係でございますが、8ページの上の表の中段あたりに発生ガスの抑制という項目がございます。その中に、技術部会での委員さんからのご意見といたしまして、ガス吸引による発生ガス対策は深度を考慮すると効果は低いと。また、火種が残っていることもありまして、空気を入れるのは火災のおそれがあるということで、強制的にやるのはあまりよくない。自然に出すのがいいだろうというご意見をいただいております。

【藤縄副委員長】 私が事務局に今さらというのはちょっとあれなのですが、対策案を実際に詳細設計して施工するときに、もうガスは出ないようにしますよということだったような気がするのですが、そうじゃなかったですか。

ガスが出るメカニズムというのは大体想定されるのですね。石こうボードが含まれていて、その石こうボードを雨水が溶かします。硫酸になるわけですが、その硫酸が有機物を酸化させるときにその硫酸の酸素を使うのです。それで硫化水素が発生するし、結果としてメタンガスも発生すると。キャッピングをすれば、もう雨水は入りませんので、ガスは発生しにくくなるということなのですが、そのほかにも対策として、たしかどうだったですか。

【事務局（宮川）】 最初に案を考えたときに、発生ガス抑制のところで、ガス抜き管とガス吸引という2通りの対策がありました。それで、ご意見をいただく中で、ガス吸引は行わないと。ガス抜き管という項目そのものはまだ残っているわけです。

【藤縄副委員長】 ガスはよろしいですか。もしあれでしたら、どうぞまだ。

【西川委員】 ちょっとわけのわからないような回答ですが。

【藤縄副委員長】 ガスの件はよろしいですか。

【西川委員】 はい、わかりました。

【藤縄副委員長】 今度、青森・岩手のご紹介をさせていただきたいと思いますが、あそこはまず位置が山の上なのです。それで、投棄された廃棄物が非常に悪質というか、汚染を極めて起こしやすい物質ですけれども、具体的に言いますと、有機塩素系の化合物がかなり出ていますね。発がん性、それからいろいろな毒性等を含んでいます。それと同時に、焼却灰が入っているのです。焼却灰というのは、皆さんご存じのようにダイオキシンを含んでいますので、このダイオキシンに油系統のものが一緒に投棄されていますから、非常にダイオキシン自体が動きやすい状況にあるのです。しかも、山の上だということですから、その少し下流には水道水源もあるのです。ということで、非常に汚染する可能性からいうと高い場所。当然地元の方が不安になるわけですし、ここはやはり全量撤去しよう。現在は、とりあえず遮水壁をつくって汚染された水が出ないようにしておいて、その間に搬出をするという作業をどんどん現在進めているのです。

この岐阜市のケースにつきましては、雨水が集まる集水域というのがあるので、集水域自体はかなり小さいですね。それで、廃棄物そのものも、有機塩素系のものは

検出されておりません、今までのところ。あと、重金属なのですが、先ほども少しお話ししましたが、含有量試験とか、とにかく岩石の中に含まれているものなので、みんな強制的に溶かして、それで測定をするというやり方をしていますから、場合によっては出てくるのですね。コンクリートなども細かく砕いてから分析していますから、そういう意味で重金属も出やすい状況だと。青森と比較をしてみたいのかどうか、私はちょっとわかりませんが、そういう違いがあるということだと思います。

【幅委員】 もう1点お聞きしたいのですが、報告書の方の7ページですが、欄では地下水汚染防止、河川汚染防止のところの、いわゆる水処理施設の中の少し下の方ですが、掘削撤去時には汚濁成分の溶出量が多くなる。よって、撤去中は仮設ではなく、本格的な水処理施設が必要であるというふうに記載があるのですが、これは、委員さんの一ご意見として出ているのかどうか。この概算費用の比較のところを見ますと、むしろ※の1のところ、残置案一部撤去1案は本設、その他は仮設施設を想定というふうに、費用が非常に低い金額で出されているのですが、私の読み方が間違っておいたら指摘していただきたいのですが、この違いというのはどこにあるのか。本格的な施設が必要ではないのかというふうに読めたものですから、この点を教えていただきたい。

【藤縄副委員長】 実はこの対策方針には各委員から出た意見がそのまま羅列されているのですね。これは部会として共通の認識で整理をしたものではなくて、個別の委員さんの発言内容で重要と思われる点がここに載せてあるというふうに認識をしていただければありがたいのですが、これについて、少し私の感じで申し上げた方がよろしいのでしょうか。汚濁成分という場合は、汚濁というのは有機物を含む水というふうに通常は考えています。汚染とは少し私たちは仕分けをしているのです。ですから、有機物ですから、通常の下水処理のようなやり方でも十分取れるし、要するに酸素を供給してやって分解するというやり方で取れるものなのです。汚染になりますと、重金属を除去する方法というのは、これまた別の水処理の方法が必要になってきますし、有機塩素系のもを取ろうと思えば、活性炭とか、そういうものに吸着してやる必要がありますし、水処理の施設も、何を取るかによって実は構造が全然違ってきますし、費用も違ってきます。これは、こういうものが増えるのではないかと、実際にまだ撤去していませんのでどうなのかわからないというのとはわかりませんが、こういうことは想定されますよというご意見だったと思います。

事務局の方で何か補足ございますか。

【吉田委員長】 特に事務局の方はないようなのですが、いかがでしょうか。汚染と汚濁はちょっと違うという。

【幅委員】 そうしますと、この費用比較のところに出ている、先ほども説明がありましたけれども、撤去期間中の仮設という中に、汚染じゃないから、汚濁のためだということで、費用的にはそれでも低いと。ある程度本格的な施設を用意しても低いのだろうという前提での数値なのではないでしょうか。

【事務局（一野）】 仮設ということで、この前の技術部会で確認させていただいております。

【吉田委員長】 汚濁水で計算してあるわけですね。汚染水ではないということですね。

【事務局（一野）】 ええ。

【吉田委員長】 そのほかご意見、ご質問等ございますか。

【清水委員】 もう一度確認したいのですが、一部撤去案の方では、すべて混合物層を掘削、選別。それから、全量撤去案の方では廃棄物層を掘削し、土砂以外をとというふうに書いてあります。もう一度、すみません、ここの区別を教えてください。

【事務局（一野）】 一部撤去案の1案ですか。2案と3案ですか。

【清水委員】 2案、3案は混合物層を掘削・選別と書いてあります。全量撤去案の方は廃棄物層を掘削と書いてあります。その違いをもう一度教えてください。

【事務局（宮川）】 一部撤去の2案、3案につきましては、以前にもちょっとお渡ししてある図面もございますように、下の方に土砂層がございまして、コンクリートガラ層がありまして、その上に混合物層というものがございます。一部撤去案の2案、3案につきましては、今申しましたような混合物層ですね。それを主体に選別をして、撤去をそれぞれするというのが2案、3案の考え方です。2案というのは、今言った混合物層を選別して、木くず、紙くず、布、そういうものを撤去すると。3案の場合は、それ以外、土砂、コンクリート以外のもの、鉄くずとか、陶器とか、廃プラとか、そういうものも一緒に撤去するというのが3案です。それから全量撤去というのは、今言った土砂、コンクリート層も混合物層も全部を対象として考えているのが全量撤去案ということでございます。基本的に全量撤去の場合はその中の土砂を戻すという考え方です。

【清水委員】 続きで、30メートルメッシュで60本のボーリングでそれを調べられた結果ですが、一番下がコンクリートガラ以外のものは確認されていないということで理解してよろしいわけですか。

【事務局（宮川）】 はい、ほぼそういうふうでよろしいと思いますが。

【吉田委員長】 そのほか、ご質問、ご意見等ございますか。

ほぼご意見は出尽くしたというふうに理解してよろしいでしょうか。

それでは、この技術部会の報告書につきまして、これを委員会で承認して、この結果をベースにして今後の対策案を練るということによろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

はい、どうもありがとうございました。

【宇留野委員】 委員長は、何か一つ案をお持ちになって、そういうことを言われているのでしょうか、取りまとめるということは。

今までの話は、技術的な面だけが話しされたと思うのです。今後、一部撤去にするのか、全量撤去にするかということについては触れずにまとめられるということですか。

【吉田委員長】 どういう結果であれ、どういう対策案を練るのであれ、安全性がある程

度担保されているということを前提にして、全量残置、全量撤去も考えましょうということです。

【宇留野委員】 私どもは全量撤去案を今までずうっと申し上げてきたところでございますが、残置案から一部撤去1案、2案、3案というふうに一応案が出ておりますけれども、先ほどこれについての費用のお話がありました。いかに全量撤去は金額がかかるかということは承知しておるわけですが、この残置案と全量撤去案が等しければ、等しいというか、同じように考えて、こういう形でやれば安全だというような内容でございますけれども、残置案、1案、2案、3案、全量撤去という表を見ますと、我々が言っている全量撤去案というのはちょっとどうかというような考え方を持たれる方が多いのではないかと。そういうふうには誘導しているのではないかと、いうふうには私は思っているわけでございますけれども、その点についてはどうでしょうか。

【吉田委員長】 誘導しているのかと言われると、誘導しておりませんというふうにお答えするしかないわけですが、この問題を考えるときに、いずれにしても不法に投棄されているわけですから、これを何らかの形で処理しなければならない。処理するには必ず費用がかかります。コストは、全量残置をしてもこれだけのコストがかかります。全量撤去したらこれだけのコストがかかりますと。その中から、我々選ばなければならないと。どれを選んでも、恐らくコストをだれが負担するか。率直に、今のところ市民で負担していただく以外にはないのではないかと、いうふうには思っております。

そこで、いかがでしょうか。技術部会のこの報告書はこれで承認すると。そして、これをベースにして、これから対策案を考えるという、きょうの議題の次の方、6番目に入るということをお認め願えるなら、私の方で、恐らく皆さん方から、この5案の中から、全部で7案かもしれませんけれども、一つお選びくださいと言っても、恐らく検討するのは非常に難しいだろうというふうには思います。そこで、私の方で提案しますから、これをベースにしてこれから議論をしていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

【清水委員】 まずは皆さんの意見を聞いてからにしていきたいと思えます。

【吉田委員長】 はい、わかりました。では皆さんの方からご意見をお願いいたします。

【西川委員】 我々、議員13名で特別委員会を今つくっております。先般、12月15日に、実際には3月に最終決定をするということで、きょう、多分処理方法についての話が出るだろうということで、13人の議員さんにそれぞれ技術部会の説明の後にいろいろ聞いた、議会としての内容だけお話をさせていただきます。

いろいろありましたが、安全性が確保されておるということで、一部撤去がいいだろうと、こういうのが大半ではなかったかなあと。ただ、ここで全量撤去ということを主張される方の中には、まだまだあれだけの調査ではいけないと。もう少し詳しい調査の中でしっかりした安全が確保できる部分をしっかり担保してというつけ加えもあったのですが、その中でちょっとおもしろい話があるのですが、実際には岐阜市自身の責任とか落ち度は非常にあるわけですが、市民とか行政も被害者なのですね。岐阜市の方があそこへほ

うり込んだ産廃、幾分はあろうかと思うのですが、よそからかなり持ってきて、結局ほうり込まれたものです。やはりそういうものを血税で処理して本当にいいのかといった意見もありましたし、また善商自体がまだ存続をしております。やはり全量撤去を全面に打ち出して、存続をしている以上は原因者にきっちり全量撤去させなければいけない。ただ、代執行になったときに、経済的負担を含めた中で市民の負担を少なくしなければいけないという意見もたくさん出ました。そういった中で、我々も今どういう、まだ技術部会の七つの案ですかね、細かくいきますと。それを初めて検討した段階ですので、中間的には、全量撤去を主張される方もお見えになりましたし、大半が経済、市民の負担を考えたときには、やはり一部撤去でどうかという意見があったということを報告いたします。道家委員がおりますので、またつけ加えがあれば若干補足いたしますので。

【道家委員】 以上、西川委員が言われたとおりでありまして、いろいろな議論はあるのですね。地元の皆さん方のいろいろな思いも当然あります。ここまで来た、今、この現況に立ってどうするかということは非常に厳しい選択になってくると思うのですけれども、先ほども委員長がお話しされたように、どうしてもやっぱり今の状況でいくと、市民がどういうふうに協力していくかという形にしか、選択肢はなくなってくるように思うのですね。そういった中に、私ども市議会の中、全部で決まったというわけではありませんけれども、今の状況の一時的な、中間的な報告の中では、できれば全量を示したい。しかし、実際その作業に入るには、安全性がある程度担保されているという報告がびしっと提出されておりますので、であれば担うべき市民の負担を軽くするというのも同じように大切にしていかなければいけないという議論を今重ねているという状況であります。そういった中で、下水の高度処理で排水処理が可能であるなら、そういった方法も有効に使うべき。そして、この中の産業廃棄物と言われている、もし不測の事態、とんでもないものが出たときの対処は当然180度変わってくると思いますけれども、粛々と作業をしていく中で、その処分に関しても、持ち出す先、そういったことも考えると、今市内に既存の三つ焼却場がありますけれども、それがあわせ産廃というような法律的な根拠をもって処理することで、たとえ少しでも経費を安くする方法を早急に探るべきではないか、そういうような議論を進めておる、そういう状況であります。

【清水委員】 私も市民ですけれども、一市民で、市民を代表しておるわけではないのですけど、一市民の意見としてなのですけれども、地元の方が、前回の再生ビジョン部会のときでも全量撤去と言われましたけれども、私は長良に住んでおりますけれども、市民としましてもやはり全量撤去が前提じゃないかなということを思います。非常に長期にわたって詳細な調査をしていただいて、きょう、一定の安全ということで、ちょっと安心しておりますけれども、ありがとうございます。安心しておりますけれども、ただ、これをどう見ていくかという判断は人それぞれかなというふうに思います。最終的にどの案をとっても大丈夫じゃないか、いろいろなことを考え、必要な検討をしていけば大丈夫じゃないかというふうなことを書いていただきましたけれども、ということは、結局、私、考

え方だと思うのです。私は費用のことよりも、まず廃棄物は全量撤去、これが私は基本だと思うのです。そこで、起こってくる、安全と言いながらも、いろいろおそれがありとか、それから現時点ではというふうな条件がつかますよね。それから、ダイオキシンについても、非常に甘い基準で見ているのではないかなというふうに推察したりするのですが、やはり小さい子供のためを考えたり、それから長期、長いスパンを考えたときまで安全なのかどうかということを見ると、やはり全量撤去してほしいというのが私は感情としてはあります。

その場合、市民の税金をというふうに議員さんが心配していただきましたけれども、再生ビジョン部会のときでも私もちょっと提案いたしましたけれども、一つの提案でございますけれども、例えばこれをこれから実施していきます場合に、実施対策協議会みたいな感じで、市民も交えて、そしてこの結果をどう見るかという、先ほど言いましたように人によって違う、それから専門家によっても違うということもありますので、いろいろな人に検討をしていただきながら、そしてお金のことも、例えば排出者責任というのがありますよね。岐阜県の方でも廃棄物の適正処理に関する条例というのも持っておりますので、岐阜県の方にも協議会のメンバーに入っていて、排出者の方にも十分な責任をとっていただき、費用を負担していただきということを考えながら、そして、議会の方でも一般廃棄物の処分場を特別に産廃処理できるような案も考えていただいたりしながら、それからリサイクルの業界の方とか、それから県の方にも産業廃棄物の保全協会、ちょっと正式名称は知りませんがそういう協会があるそうですので、そういう業者の方にも入っていて、そういう協議会をつくって考えていくというふうなことも考えられるのではないかなというふうに私は思っております。

この検討委員会の中で早急に一部撤去というふうな結論を出してしまわずに、やっぱり全量撤去が前提なのだと。そういうところから削減できる、いろいろな検討案をみんなで考えていくというふうなシステムづくりを考えていくということをぜひ市長に答申していただきたいなというふうに思います。

最初に、迅速、情報公開、それから協働をというふうなことを市長はこの場に来ておっしゃいましたけれども、ぜひそれを今後とも続けていただいて、来年、第2期を続けられるそうですけれども、ぜひ市長の重大な政治課題に掲げていただいて、やっていただきたいなということを思います。

対策協議会の、例えば長を市長さんか、先ほどちょっと思いましたけど、議会の議長さんとか、西川委員、道家委員もいらっしゃいますけれども、そういう方になっていただいて、そういう協議会をみんなで作っていく。そういうふうな形はできないでしょうか。日本で初めて県庁所在地でこんな大量の廃棄物が出たものですので、多分全国でも注目されていると思いますので、ぜひいい岐阜モデルを答申していきたいと思います。

【宇留野委員】 先ほど議会の方の話が出ましたのですけれども、議会の方は地元住民との話し合いの中で、そういう認識のもとで一部撤去ということを話し合われておるとい

ようなことですか。そういうことではないですか。その辺のところをちょっと。

【西川委員】 そういうことではないです。ただ、13人の委員ですから、その中で、こういうふうにしようというのはまだで、どのような雰囲気、感じかということを書いて持ってきただけなのです。私も個人的には全量撤去を前提にという部分はあるのですが、まだ正式には、今、持ち帰って勉強中ですので、12月15日に技術部会さんの最終的な案をすべて。その中で、きょう出るだろうと。ただ、その雰囲気の中で出てくるのは、やはり財政、市民に負担をかけないというのが多かったという話であります。

【吉田委員長】 先ほどの清水委員の方の話ですけれども、これは再生ビジョン部会の方でも私申し上げましたけれども、今おっしゃられたとおりでと思うのです。それから、今、西川委員も言われましたけれども、全量撤去は前提ですよ。当たり前のことですよ。それは業者がやるべきですよ、排出者だから。ただ、やれるのかというと、皆さん、やれるというふうにお考えになれば全量撤去をやりましょう。今まで2億5千万円ほどの調査費を使って、その対価として、今支払われているのは130万円ですか。こういう状況で、確かに会社は存在しています。いつかはということかもしれません。でも、いつまでも放置しておく必要はないのではないのでしょうか。どこかで代執行して、危険がない程度までにはやはり撤去すると。でも、会社がもし立ち直って、本当に全量撤去できるような状態になったら、それは当然やってもらわなければいけない。免責ということではないと思います。これは、あくまでも代執行をする場合に我々がどれくらいの費用を負担しなければならないのかということを試算しているのであって、こういう問題です。だから、全量撤去というのは、この委員会は最初から前提ですよ。ただ、代執行する場合には、経済性とか、安全性とか、それから安心というものを考えていきたいと思います。これがこの会議の前提ですね。そのためにこれまで何をしてきたかということ、この委員会はあくまでも一時的なものであって、臨時の会議ですから、恒久的な措置が環境のためには必要なのです。椿洞も必要ですけれども、産業廃棄物というのは全国で今1500万立方メートルが不法に投棄されていると言われております。これが減ることは多分しばらくの間はないだろうと思います。国もこれは処理できないと。したがって、産廃処理のための費用が予算計上で38億円でしたか、40億円ぐらいなのですね。そのうち30億円を地方に権限移譲しましょうと。30億円なのですよ。要するに国はある意味ではもうこれは対処できないと。だから、出たらごみを経済的に処理するというのではなくて、もう出さないようにしてくれということをおそらく国としても言いたいのだろうと思います。我々としてもこれは続けていきたいと。そのために、再生ビジョン部会、それからこの委員会でも第2回目か第3回目をお願いしたいと思いますけれども、環境審議会というふうなものをつくってくださいと。そして、恒常的に環境教育とか、この椿洞の撤去が本当に正しく行われているのかどうかを、今、清水委員が言われたような監視委員会、実施委員会、監視実施委員会、ちょっと正確な名前は忘れちゃったけれども、そういったようなものをつくってくださいということをお願いして、今、市役所の方で岐阜市環境基本条例というのを検討

していただいております。その中で、ぜひそういう恒久的な委員会をつくっていただきたい。それはこの検討委員会の方でぜひ要望していきたいと思っております。最終的な検討委員会ではそれは入れる必要があるのではないのでしょうか。それは椿洞が云々というよりは、本来、本当に環境都市を目指すのならやるべきことだと私は思っております。その意味では、もし一定の対策の方向が決まれば、我々も再生ビジョン部会の方でどういう組織がいいのかというのは検討いたしまししょうと。その検討結果は市長の方に答申いたします。市長もこれだけの多くの委員の方のご意見とお時間をいただいたわけですから、これは守ってもらわないと困る。答申は聞いてくださいと。私はそういうふうに言いたいと思っております。そのための、恐らく審議会の委任だと思いますので、できるだけいいご意見をいただきたいと思っております。

今のところ、全量撤去は、排出者善商が、あるいは排出した業者がやるのであれば、当然全量撤去を要求すべき。これは要求し続けなければなりません。代執行します。代執行しても、そのかかった経費は請求し続けると。これは当然のことです。では幾ら代執行にかけましようかということ対策として考えていきたいというのがこの対策です。

【清水委員】 正確なところはわかりませんが、持ち込まれている廃棄物は、岐阜県だけじゃなくて、例えば愛知県とか、関東やら関西やら複数の県から持ち込まれているというふうに聞いておりますので、そこがマニフェストで今後明らかになっていくと思いますが、違法性があるかないかというのがまた問題になるかもしれませんけれども、そこをどんどん公開しながら、捨てるには絶対させないぞというふうなことを見せていかないといけないし、そこからも余計できると思うのです。県の方も財団法人の地球村を廃止して、県が単独で県行政の中で産業廃棄物について考えていくという姿勢を打ち出してみえますので、県の方とも協力しながら、そしてこれは他県にわたることですので、複数の県にわたることですので、先ほど国の予算のこともおっしゃいましたが、国の方にも私は責任があると思っておりますので、国の方にも何らかの働きかけをしていくなりするとか、先ほどの排出者の方から、今もどんどん自主撤去のあれが来ているそうですけれども、そこからもお金が出せるのではないかなというふうなことも思っておりますので、今この試算のお金だけで決めてしまうのではなくて、委員長がおっしゃいましたように、全量撤去を前提にしながら、その中でどういう対策を私たちがとっていけるのかということ監視するだけじゃなくて、実際に市民も加わって、批判するばかりではなくて、一緒に進めていくという姿勢をつくっていく、そんな委員会をぜひ設置していければいいなというふうに思っております。

県の方の条例のあれをちょっと持っているのですけれども、排出を委託した場合、委託した後も年1回以上適正処理が行われていることを現地調査により確認し、記録するなど、産業廃棄物が適正に処理されるよう監視しなければなりませんという条例があるのですね。この条例なんかすごく私は使えると思っておりますので、ぜひ排出事業者、数万社になると思っておりますけれども、ここに要求をどんどんしていくべきだと思います。

【吉田委員長】 県との協力はぜひとも市役所の方としてもやっていただきたいと思います。おっしゃられるように、相当産業廃棄物自体が県境とか、そういうものはもう全然関係なく、全国を駆けめぐっているというのが現状ですね、循環白書等を読んでみますと。その意味では、できるだけ広域に協力しながらこの対策をやっていかないと、とても岐阜市だけでやりなさいと言っても、とてもじゃなく、千葉県で200人の体制でやっても全国一の産業廃棄物、全国で3分の1ぐらいは千葉県に捨てられていると。わからないと。これは確かに国家的な問題だと考えてもいいのではないかと思います。

やはり我々この検討委員会としても、岐阜市だけで全部やりますから、ほかのところは結構ですというような答申はいたしません。やはり県と協力してくださいと。それから、国の方にも考えてくださいということは言っていないと、とてもこの問題は解決していかないだろうというふうには思います。

そのほか、何かご質問。ご質問ではなくて、質問されてもちょっと困るので、提案していただきたい。今、部分撤去とか、継続的にある一定の監視というか、市民を含めた、新しい産業廃棄物の処理とか、その監視のシステムをつくっていきましょう。それが岐阜モデルではないかというご提案がございましたが、そのほかいかがでしょうか。

【幅委員】 正直言って、この費用が何百億とかかる、全量撤去にしますとね。これが市民生活にどう影響を与えるのかということがよくわからない、数字が大き過ぎて。数字だけ見れば、安全性がある程度担保できるのだったら全量残置でもいいのではないかという判断になりますよね。そこは地域住民と岐阜市、もっと広げたときの市民の感覚とにやっぱりずれがある。近い人だったら、それはもう全量撤去が第一だと言われるでしょうし、それは当然わかります。ただ、全体で考えたときにどうなのか。その費用負担は市民の税金にはね返るわけですから、そこらあたりがあるものですから、正直言って何がいいのか。安全性が確保できるのだったら、個人的には残置でもいいのではないかという気もするのですけれども、理念系として追及するなら、やはりあってはならないものがそこにあるということ自体がおかしいので、全量撤去が当然、できる限りそこへ行くべきだというふうに考えられるのですよね。そういう意味で、正直、個人としては非常に揺れています。ただ、あそこに存在するということに対する岐阜市としての姿勢としてとらえると、可及な限り全量撤去に向けるべきではないかなと。その予算をどういう形にしていくのかというのは頭をひねる必要があるのだと思うのですけれども、そういう中で、まず全量撤去というところにスタンスを置きながら、市民の負担をどのように減らしていけるのか。大体として、私は、ある意味では、一部撤去の3案、これはいわゆるコンクリートを残す。コンクリートを残すぐらいだったらいいのではないかなという気もするのですよね。実際コストがこういう形で出るのがどうかというのは非常に不確定な要素なので、何とも言えないのですけれども、この数字を見る限りは、全量撤去と一部撤去の3案というのは、コンクリートが残るだけでこんなに違いがある。そうだったら、コンクリートを残すぐらいいいのではないかなという感じもするのですよね。そういう中で、スタンスをどこ

に置いて、どこらあたりまで市民の負担を軽くしていくかという見方をしていけないのかなあと。その中で、先ほど言われたように、いろいろなコスト削減の方策を練ってみて、その上で市の財政が、長期にわたるわけですから配分して、撤去可能な方策がとれるのかどうか、そういうスタンスで見る必要があるのかなあと、私自身はどちらかと思うのですね。可能な限りコストを低くするという観点だけから見れば残置でもいいのかなと思うのだけれども、やはりあるべき姿という観点からしたときは、撤去にスタンスを置いて、その中でのコスト削減という見方をしていくのが望ましいとは考えております。

【宇留野委員】 今、幅委員のお話、市民というのはどの範囲の市民ですか。そういう言い方はちょっとごめんなさい。我々地域の者は、やはり岐阜市内全体の問題だと。分けて考えていただいても困りますということです。どれだけかかっても負担するという考え方の中で全量撤去を進めていきたいというふうに。財政的にもつかもたないかはまた別の問題でございますので、そういった考え方で全量撤去を提案しておるわけですから。そういうふうに理解していただきたいと思っております。

〔傍聴人の拍手あり〕

【吉田委員長】 ちょっとすみません。そういう特定の意見に対して偏るような拍手はやめてください。

【幅委員】 私は市民を分けろという意識じゃなくて、市民の税金を投入することに対する濃淡を言っているにすぎないわけなので、地域住民の方、あそこの現場周辺の方の不安感とかいうのは当然尊重されるべきだと思います。それを軽視しろという趣旨ではありません。税金との関係でどうなのかというぐらいの話です。

【駒宮委員】 何点かお話ししたいと思うのですが、まず忘れないうちに言っておかなきゃいけないのは、国、あるいは県、市町村と、当然他府県にまたがっておりますので、岐阜市だけで問題を解決するのは基本的に不可能ですよ。ただ、そのときに、例えば具体的に愛知県が何の責任を持つのか、あるいは岐阜県がどういう責任を持つのか、あるいは国がどういう責任を持つのか、持つべきなのか、当然市がどういう責任を持つべきなのかという役割の明確化というものが無いことには、最終的に出てくるお金の額も非常に不明確になると。これは全般的に言えることですが、こんなことを言っただけではいけないのかもしれないですけど、要はその地方の責任、あるいは国の責任というあたりが現状で非常に不明確なのです。そこら辺をまずかなり明確化した方がいいということですね。

それからもう一つは、お金の問題ということになりますと、恐らくここにきょう提示していただいた、例えば年間15億円から17億円という数字から、高いところでは34億円なんていう数字もありますが、これはやはり市の予算全体の中の問題であって、基本的には政治マターですよ。せいぜいこの委員会で、あるいは市民の方々が委員会を通して知る必要があるのは、このお金が椿洞に使われるために何が削られるか、どの公共サービスが削られるかという、まさに優先順位がどうなっているのだという問題だと思うのです。

ね。それはやはり明確にしなければいけないというふうに思うのですね。

ただ、現実的に、きょうご提示いただいた全量撤去から残置までの案を見ますと、年間の経費というのはそんなに大きな幅がございません。大体20億円から、多くても30億円と。結局はこの20億円、30億円を何年にわたって支払うのかという問題だと思うのですね。全量撤去が最長で13年ということなのですが、もし13年というような長期にわたる支出をこの場でというか、最終的には議会がお決めになると思うのですが、決めるためには、最低限の条件としてやはり10年ぐらい先までの財政の見通しがないと決められない。現状でどこまでの財政の見通しが決められるのかというあたりが、実はこの選択の非常に大きなポイントになると思うのですよ。

これはご提案なのですが、当然全量撤去というのは当たり前のことで、最終的にはそれを目指さなければいけないと。ただ、13年先のことまで決められるかどうかという原理的な問題がありますので、今回のこの案を見ますと、一部撤去で3年ですか。残置でも3年、一部撤去1案でも3年、その後、7年、7年、13年ですよね。ですから、恐らくイメージとして5年ぐらい先までのことをきっちり決めて、その後は全量撤去を前提とした部分撤去ということにして、とりあえず5年先まできっちり決めるというあたりが実は一番プラクティカル（現実的）な答えなのではないかと私は思っております。

【吉田委員長】 なかなか複雑な問題で、今のお話で、やはりこの委員会で、国と県と市町村の役割を明確にするという議論というのは大変な議論ですから、非常に難しいなあというふうに思います。

それからコストの問題で、結局300億円を使った場合に一体何を犠牲にするのですかと。これが一番重要な問題ですよ。率直に言って、私のところに市政だより等から出た情報を幾つか持っているのですけれども、これを見ても、一つの例として、例えば岐阜市が岐阜薬科大学に対して年間、15年度の決算みたいですけれども市税投入が6.9億円なのですね。率直に言って、あの日本でも有数の薬大が6.9億円で経営できるのかとびっくりしました。もし300億円といたら50年間担保できるわけですよ。これぐらいの金額、非常に多い。私の経済学の専門からいうと、大企業のかかなりいいところに勤めて、生涯で3億円稼げる。普通だと1億円くらいですから、大変な金額だと思うのです。本当に率直に言って市役所の方としてどれぐらい負担できるのかと。それで、何を犠牲にするのかと。下手すると、薬科大はもうやめましょうということになるのかもしれないけど、そういうことは非常に困る。そこが非常に難しい。

かといって、どの案をとっても、年間に全体で40億円とか、100億円とか、かかるわけです。どれをやってもコストはかかる。だから、どうしても何かを犠牲にしなければならないことは確かです。そういう意味では、現実的な問題として、駒宮委員の言われるように5年先にスタンスを置いて、その先をというけど、そういう問題でもないのではないかと。やはりある程度の対策として、どの部分を取り除くかと。全量撤去は本当に全部ということではないですけど、土は残りますけれども、例えば全量残置と1案というのは

そう大きな違いがあるわけではないのですよね。上の方、ちょっと崩落の危険があるので、ここを少し取り除きましょうという程度ですから、全量残置と1案をどちらにするかといったら、それだったら残置の方がいいのではないかと思いますし、部分撤去で第2案がありますよね。第2案だと、要するに有機物だけは取り除きましょうと。第3案だと、金属とか、プラスチックまでは取り除きましょうと。あとはコンクリートとか、そういうものだけだから環境に非常に大きな影響を及ぼすわけではないと。

私、よくわからないのは、例えば有機物を区別するわけですよね。そのときに、プラスチックが出たら、これだけは残すのかと。金属くずが出たら、それはこっちへ置いておいて、もう残しちゃうのか。そこまでやる必要はないのではないかと思う。出たところは、金属とか、プラスチック、分けられるものなら捨てたらどうなのかなあという気はします。その意味では、私、部分撤去案の2案、3案あたりをもう少し皆さん方にご検討していただければというふうには思っているのですが、いかがでしょうか。

【道家委員】 大変愚問でありますけれども、きょうのこの会議をもって、この選択肢、1、2、3、4、5、6、7とあるのですね。大きく分ければ残置、一部撤去、そして全量撤去の三つになるのですが、具体的に七つプランが載っておりますので、そこまで決定して答申としてまとめていくと、そういう方向ですか。

【吉田委員長】 私としてはそういうふうにさせていただきたいというふうに思っています。といいますのは、これが決まらない限り、再生ビジョン部会の方でどうするかというのが全然検討できない。今までずっと待ってきて、年度内がこの委員会の基本的な使命ですから、年度内というのとあと1回か2回ですよね。

【道家委員】 先ほど、大変とられ方によると、議会の方向を今の状況だけ報告したことに関しては歯がゆさも持ってみえるかもわかりませんが、このところのどれか一つを選択していこうというふうになりますと、もう一つ踏み込んだ議会の中での議論という余地をいただきたいのです。そういうことになりますと、早急にはやる方向を持ちますけれども、少々の時間、持ち帰って検討するという時間もいただきたいと思います。

【西川委員】 補足しますと、特別委員会も、ある程度商工会議所等とか、そういった若手でいろいろ今勉強してみるところがあるのですが、そういうところの意見も聞かなければいけないということが出まして、今年はちょっと無理なのですが、来年早々にそういった方のいろいろな意見を聞いて、それなりの処理方法については決めていこうということで、実はきょう持ってきたのは中の雰囲気としてどういう意見だったというだけでありまして、これが議会側全体の意見だというふうにとらえてもらうとちょっと、まず会派で話し合ってみるところもあるのですが、まだまだ中までの議論に踏み込んでおみえにならないもので、ちょっとその辺、きょうここで我々が発表してしまうと、それが議会側の意見だという話になってしまう。我々は一旦持ち帰らせていただきたい。

【吉田委員長】 決してそういうふうには考えておりません。あくまでもこの委員会できざまな意見があるということ、どういう意見があるかというのを今お聞きしていて、そ

の中で、全く決めないで、こういう意見がありましたで羅列して、はい、終わりですでは委員会としての役割は終えていないと思います。やはりある程度の見識というのを私は出すべきだと思います。その見識というのは一体何であるのかというのは、1案を決めろということでは多分ない。とすれば、少なくともある方向だけは決めさせてもらいたい。例えば全量残置、これは皆さんの見解として、ありと。

【駒宮委員】 全面撤去以外は、実はどれを選ぼうが、何ら根拠がないのではないかと思うのですよ。根拠に唯一なるのはお金の問題になるのではないかなあということなのですね。ですから、この委員会で、仮に吉田委員長のおっしゃるように2案、または3案を選んだとしても、なぜこれを選んだのかと言われたときに、明確な理由は多分ないですね。ですから、さっきちょっとお話ししたように、全面撤去というのが原則は原則なのです。ただ、そうは言っても無い袖は振れない。そこが痛いところで、それを解決するためには、やはりとりあえず向こう5年間。私の素人考えで恐縮なのですが、この図を見る限り、例えば完全な残置を選ぼうが、あるいは1案、2案、3案を選ぼうが、少しずつ進んでいくということではできないですかね、技術的に。

【吉田委員長】 先の話、科学技術が進歩して、全くこれを非常に安いコストでもって処理できるとか、あるいはああいうものを資源化して、商品化できて、ビジネスになるとか、そういう可能性がないことはないでしょうけれども、今ここでそれを前提にして議論はできない。

【駒宮委員】 そういうことではなくて、仮に1案を選んだとしても、1案は3年で終わるわけですよ。その後にもう一度、最終的には全量撤去といえども、お金の問題ですから、例えばまず1案を選んで、3年間やろうというのを結論にしておいて、その後、もう一度そこで検討するという結論を出しておくということは不可能ですか。

【吉田委員長】 それがいいのかどうか、ちょっと待ってください。私の個人的な意見は、例えば1案と2案と3案は違うと思っているのですよ。というのは、全量残置した場合には、要するに技術的に、機械でもって、技術でもって、あれを押しえ込もうという政策ですよ。でも、どんな機械でも故障することがある。鉄道が脱線することがある。雪で動かないことがある。人間がつくった技術には必ずどこかで支障が来る。そういう意味では、正常に動いていればイコールだけれども、何かあったときに困るじゃないかと、機械の方にですよ。たとえ機械に何か問題が起こったとしても、大体コストが変わらないのであれば、最悪の事態、有機物ぐらいいは除去しておく。そうすれば、機械のリスクというのも防ぐことができる。その意味では、私、1案、2案、3案というのは違うと思います。その意味では、全量残置と一部撤去というのは全く異質のものだと思っておりますが、いかがでしょうか。

【清水委員】 今の見方の違いですので、どちらとかがいうことはわかりませんが、私、この検討委員会のすごく大切な役割の中で、再発防止というのがありますね。今現在も心配な場所もあるとかいう話も聞きますので、再発防止をどういうふうに進めていくか

という、そういうシステムづくりというので、吉田私案、途中で出されましたあの案というのが非常に効いてくると思うのですけれども、それに、私申し上げました、市民も入れて、監視するだけじゃなくて、実施の段階から、駒宮委員がおっしゃったような途中でいろいろな対策を考えていけるような権限を持った委員会の設置みたいなもの、これが将来的に再発防止のシステムづくりになっていくのではないかというふうに考えておるものですから、そういうふうに提案したわけです。国や県の今のシステムも決して完全なシステムではないと思っておりますので、そういうことも一緒に考え合いながら、再発防止ということも頭に置きながら、やっていきたいなというふうに思っております。

【吉田委員長】 今、清水委員が言われたようなことに反対する理由は全くない。そのとおりです。そこで、できればいい案を、どういう実施委員会がいいのかというのを再生ビジョン部会の方で考えてください。私、そう思っていますけど、それで、次回の検討委員会ぐらいのときにはこういう案がありますというのをお示しして、議論していただいた方がより有効に、要するに納得性は得られるのではないのでしょうか。ぜひやっていただきたいというふうに思います。

【清水委員】 案のことなのですが、全量撤去と一部撤去の3案のところ、私も先ほど質問したところで自分の考えが、私も本当にお金のことを考えたりすると、無い袖は振れないとか、幅委員のご意見を聞くと非常に悩んだりもしていたのですが、きょう最後の検討委員会ですので、自分の中で結論を出さなければいけないという覚悟で……。

【吉田委員長】 最後じゃないです。まだ最後じゃないです。中間答申をやるためにどういう方向を出しましょうかと。あと1回か2回。技術部会は終わりですが。

【清水委員】 そうでしたか。自分で一生懸命考えてきたのですけれども、それで、一部撤去案のところ、コンクリートガラを残してという、これは比較的安全な安定物質だからということで技術部会からのあれもいただいておりますので、それもちよっと考えたのですけれども、地下水汚染がやっぱり心配ですので、分別は全部してほしいというのが素人考えとしてあるのです。その辺のところいかがですか。

【藤縄副委員長】 私、専門が地下水ですので、地下水汚染でしたら少しは自信を持ってお答えできますが、分別そのものが地下水の汚染を特に引き起こすという可能性は恐らくそうないだろうと。そのお答えはできると思いますが、よろしいですか。

【清水委員】 長い期間、残置しておいても、いろいろな反応、熱とか、そんな反応、例えば廃プラスチックは第3案では除くという案ですけれども。

【藤縄副委員長】 反応というのは、例えばどんな反応をお考えですか。

【清水委員】 水と廃プラの反応とか。

【藤縄副委員長】 プラスチックに限定して言いますと、プラスチックというのは、ご存じだと思いますけど、環境ホルモン物質がごく微量ですけれども溶けます。ただ、プラスチックをあちこちの処分場等で処分しておりますので、そういう意味では条件はよその処分場などでも一緒です。ですから、プラスチックを長時間水につけておいて、極めて深

刻な影響があるかという、私はそんなにないかもしれないというふうに考えております。ほかに何かご心配ありますか。

【清水委員】 専門的なことはよくわかりませんが、地下水汚染のこととか、土壌汚染のことが非常に心配でしたので、すべての分別ということをご前提にいただけたらなということをごまず思ったのです。

【藤縄副委員長】 その辺は皆さん恐らく心配をされるということは理解しておりますので、その辺を含めて当然技術部会では検討させていただいておりますので、あまりその部分だけを抜き出してご心配をいただかなくてもいいのかなと思いますけど。

【宇留野委員】 藤縄委員が地下水専門というお話でございますので、お尋ねいたしますけれども、1案から全量撤去までの案の中で、現状において地下水を飲料水で使っているのですね。上水道ですけれども、その近くに水源地がございまして、聞くところによると40メートルの掘削の中から吸い上げておるということでございます。そういった地域の人々が一番心配しているのは、やはり地下水の汚染ではないかと。そういうことが全量撤去の一つの大きな原因でもございます。その辺のところ、ちょっとお尋ねいたします。

【藤縄副委員長】 地下水は、見えないだけに非常にご心配をされる可能性が強いと思えますね。地下水がもし汚染されるとすれば、その仕組みというのは、地下水に溶け出した物質が、非常に移動性の高い性状を持って移動したときに汚染をされるということになるのです。それで、例えばダイオキシン類というのはほとんど水に溶けません。ですから、可溶性で移動して、飲料水を汚染するということはまずダイオキシンに関してはございません。重金属でいいますと、重金属で可溶性のものというのはごくわずかです。例えば砒素などは一番動きやすい重金属なのですけれども、ただこれ、自然界の岩石の中に入っている状態ですと、これが溶け出してきて地下水を汚染するという可能性は非常に低いのです。それから、あと汚染する可能性が高いと考えられるのは、もし有機塩素系の化合物等がございまして、これは通常よく地下水の汚染で問題になりますけれども、そういう状況で汚染することはございますが、幸いにこの現場は有機塩素系のもは一切ございません。それから病原性の微生物、もしお考えだとすれば、病原性の微生物というのも、これはコロイドですのでそんなに移動性は高くありません。この現場には病原性の微生物は幸いに検出されていません。ですから、そういう意味では大丈夫です。少なくとも現状から考える限りにおいては、可溶性で地下水を汚染させるような状況というのは将来にわたっても想定しにくいというふうに申し上げていいのかなと思います。

【清水委員】 ただ、医療廃棄物をどうも廃棄したというふうな供述を得たとかって。ですが、見つかっていないというふうなことで、そういう意味で、たまたま掘削をしていないところにそういう病原性のものがあるのではないかと、考えたら切りがないのですけれども、そういう心配はありますし。

【藤縄副委員長】 病原性微生物というのは、保菌者なりから体外に出た時点で相当厳しい環境に、ウイルス、あるいはバクテリアはさらされますので、それが非常に長時間、保

菌者がいない状態で生存するというはまず考えられないと思うのですね。ですから、自然界にそれが出た時点で、ウイルスなり、バクテリアというのは急激に固体数が減少するのはですね。10年、数十年たちますと、恐らく病原性で、廃棄物由来で何かがあるということは想定しにくいですね。

【清水委員】 大変いろいろなことを聞かせていただき、とてもよくわかりましたが、ただ、こういう話を、私、提案しました協議会みたいなものでいろいろな専門家の方々と一緒に討論し合う場みたいなものをぜひ設けていただければ、すごく私たち素人の方も納得できるのではないかなということを思いますので、ぜひそういう場を設けていただけたらうれしいなと思います。というか、必要なのではないかなというふうに思います。

【道家委員】 先ほど、私どもの議会の現状をご報告申し上げた。ちょっとそういったことで、選択肢を示せと言われて、出せない状況を恐縮に存じておるのですけれども、せっかく中間答申を出さなければいけないということでまとまらないということではやはり困ると思いますので、今いろいろなご意見があると思いますけれども、お一人お一人お聞きするというようなこともどうですか。

【吉田委員長】 今のご提案で、お一人お一人のご意見をお伺いすると。いかがでしょうか。随分の意見が出てまいりましたけれども、それで、賛否を多数決ということはこの委員会でやるということは難しい。というのは、欠席者もおりますので、彼らの責任はどうなるのかということがありますから。ただご意見だけは、今までいろいろなご意見はいろいろな方からお聞きしております。今、発言しておられない方のこの対策案に関して、ご意見を伺っていくということではいかがでしょうか。大野委員いかがでしょうか。

【大野委員】 いろいろ詳しいことをお聞きしていたわけなのですが、別のことを考えまして、これはいろいろ条件があると思いますけど、例えば廃棄物の置いてあるところは椿洞の土地ですけど、あそこの雨水、あるいは産廃から出るいろいろな汚濁水は全く椿洞には影響ないという、ないとは言えませんが、まず見たところは、みんな原川で鳥羽川へ流れてしまうという状況ですね。それで、この前もお話したように、地権者は椿洞の人。それで、あの状態で何百億円というお金がかかるわけなのですが、栗野の人たち、当然椿洞の地権者もそうですけど、市がああたりに買収して、しっかりした擁壁、そして水の汚濁関係に関する措置を、例えばさっきどなたかがおっしゃったと思うのですが、まとめて下水道へ流すとか、そんなような格好でやったらどうかなあと。土地代金そのものは安いと思うのですわ。これは果たして前向きの姿勢じゃないかもわかりません。全量撤去という意見が、皆さん、それが前提のもとだとおっしゃるけど、善商が金を出すことはまずあり得ないと思いますし、これから恐らくつぶれてしまうのではないかと思います。それで、そんなことを要求したところでだめだと思います。むしろ私、そういうふうにお金がたくさんかかるというのなら、自分の勝手な言い方ですけど、国なり、県なりにお金を借りて、5年なり、10年なり返すにしたって全量撤去の費用よりはるかに安く上がるのではないかと思います。ただ、これは栗野の人の了承が要ります。そして、

地主が売却してくれるかどうかということは問題ですけど、そんなことを考えていまして、肝心なことを皆さんの前でお話しできないというのは残念と思うのです。一応そんなことをずうっといろいろ考えていたわけなのです。以上です。

【吉田委員長】 木村委員、いかがでしょうか。

【木村委員】 私、再生ビジョン部会の委員ということで、この委員会に参画したわけで、専門的にあそこの再生手法としてどういうやり方があるかと。それについて、専門的な立場から意見を述べてほしいという岐阜市の方の要望で入ったわけでありまして、今、各委員のご意見を伺いまして、全量撤去から残置案まで出ていますけれども、結論からいいますと、どれがいいかというのは、私自身、どの方法がベストだということは個人的には決めかねております。といいますか、きょう、この委員会で各委員が承認された技術部会の6ページの生活環境への影響ということで、部会の最後のところに、現時点において生活環境の保全上の支障を来しているとは認められないものの、将来は支障を来すおそれが全くないと言えないという、ある意味では玉虫色の報告ですけれども、とにかく最初この委員会が発足した当時、あそこにどういう危険性が存在しているのかと。そして、なおかつ緊急の対策をとる必要があるのかどうかということで、多額の調査費を投入して調べたわけです。結論として、今の状態ですぐ周辺の生活環境に支障を来すような事態は発生していないということを技術部会の方で詳細に調査されて、結論を出されて、その結果に関しては皆さんも異議はないということなので、ここにありますように、先ほどから全量撤去がベストだという意見が出ていますけど、確かにそういう環境に影響を与えるようなものをすべて取り除くというのが一番賢明な方法かもしれないわけですけれども、もしあそこに今あるものを残置案でした場合でも、周辺の生活環境に影響を与えないためには、いろいろ水処理の施設だとか云々、そういった対策をとる必要があるということを科学技術的に検討してきたと結果が出ているので、どれがベスト、どれがベターかというのは、私は個人的には決めかねるとするのが私の意見です。

【吉田委員長】 佐藤委員、いかがでしょうか。

【佐藤委員】 私、技術部会の委員ですけれども、いずれもこの7案すべて同じ、実行するにしても周辺環境へそれほど影響はないと。同じリスクだということでこの七つが出ております。したがって、私はもうどれを選んでも同じリスクだということですので、あと選択する基準はと言われれば、先ほど吉田委員長が言われた、そういう基準でしかは選ぶことができないというふうに、私、思います。

【吉田委員長】 今、ご発言いただきまして、一応すべての方の基本的な考え方というのはプレゼンテーションされたと思うのですが、やはり何らかの形で方向性だけは中間答申として出したいということなのですが、私としては、全量残置というのはこれは無理だと。これはやめた方がいいと。全量残置がだめだったら、一部撤去の1案というのは全量残置とほとんど変わらないわけです。例えば一部撤去で6万立方メートルなのですね。あとは大半が残るわけですよ。たとえ残置案で全量残置しても4.5万平方メートルは取る

わけです。ほとんど変わらない。この両者の間にそれほど大きな違いはないので、この二つは除去して検討していただければいいのではないのでしょうか。そうすると、あと一部撤去の2案と3案、それから全量撤去ということですが、コストの面から考えると、本当に市民というか、これは決して税金をすぐ取って、税金のお金でやるというわけではないですね。結局市債を発行して、20年か30年かけて、今生まれてもいない子供たちが二十になって、税金を払って返していくわけですよ。こんな負の遺産を残してよいのかというのが、これがないというのであればいいですけれども、市債を発行して、子供たちにこういう負債を残すのは困ります。

そういうことを条件にして、私としては、やはり一部撤去の2案と3案、この中で2案といいますけれども、30万立方メートルを撤去するのです。物すごい量なのです。ですから、私としては、ぜひこれをベースにして考えて市長に答申する。そして、議会の方でもこれぐらいの負担はしてくださいというのをお願いしてはどうか。ただ、その段階で、プラスチックがベルトコンベアの中を流れてきたときに、それはもう一回山に戻すのか。そういうことまでやる必要はないのではないかと。出てきたら、基本的なものは処分していくというような撤去案、原則を2案としながらも、3案にかなり近いやり方で処理をしていただきたい。こういうことをぜひ市長で検討していただく。そして、議会の方でも検討していただくということを提案したいのですが、いかがでございましょうか。

【駒宮委員】 私も基本的にはその案に賛成なのですが、ただ一つだけ注意しなければならないのは、2案にしろ3案にしろ、7年かかるわけですよ。現実的には何年かかるかよくわからないかもしれませんが、7年かかるような、これは代執行といえども一つの公共事業みたいなもので、やはりこれをやる過程の中で、恐らく清水委員が心配されているような、実際にどういうものが出てきたかとか、そういうものがどんどんわかってくるわけですよ。現状で恐らく技術部会の委員方も、ボーリングを多数やったといえども100%という保証は何もないのですよね。ですから、仮に2案、ないし3案に近い2案というものを選んだとしても、やはり定期的にきっちりとその経過なり何なりを踏まえて、流動的に、最終的にどこまでいけるのかということを検討していくというその体制自体が重要だと思うのです。その体制を踏まえて、3案を選ぶとか、2案を選ぶとかいう方がいいのではないのでしょうか。

【吉田委員長】 それは、先ほど清水委員の方から出てきた意見の中で、それは基本的にやりましょうということですから、それはある意味で心配ない。ですから、例えば一部撤去の2ないし3案を検討してくださいといったときに、やはりそのときに留意していただかなければならない事項が幾つかある。モニタリングはきちんとやること。それから、撤去の過程でどういうことが起こるかというのは、先ほどの市民も含めた、何らかの監視、あるいは実施委員会というのを設けて、それで定期的にモニタリングを市民の目でもやっていくということ。そして、もし途中で何か異質なものが出た場合、危ないものが出た場合には、これは即座に対処していく。これはいつの時点でも当然のことだと思います。た

だ、地域の人というのは、もしかすると市役所は隠すのではないかという心配があるでしょう。そういうことがないようにするには、やはり地域の方にも代表として入っていただく。それはもう議会の方で責任ある立場の人がそれをきちんと責任持ってコントロールしていくというような委員会というのが必要でありましょう。

それから、途中で、例えば本当に画期的な技術が生まれてきたというような場合には、それがより安いコストで、そしてある意味で、より資源化できるような技術が生まれてきたならば、それを優先して採用するというようなこと。ないしは、もし途中でPFI（民間資金主導型の手法）というようなものを考えて、私がやりたいと。非常に安いコストでもってやりたいという民間の企業の方が、あるいはNPO（非営利組織）でも構いませんけれども、あるいは大学の研究所でも構いませんけど、やりたいという人が出てきたら、ぜひ検討していただきたいと。こういうような幾つかの留意事項を含めて、市長の方にも検討していただきたい。議会の方でも検討していただきたい。それから、ここに来ておられる委員の方にも検討していただきたいということを条件にして、中間の取りまとめとさせていただきたいのですが。

【宇留野委員】 ただいま、委員長の中間のまとめということでお話がございましたけれども、先ほど以来申し上げていますが、地域ではどうしても全量撤去ということをお願いするを得ないということでございます。もし一部撤去案で答申され、市長が答申どおり一部撤去案の方針で進められるということであれば、我々地元はそういったことに対して、もう少し地域との話し合いの中で全量撤去に踏み切っていただくようなことを要求していかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

【幅委員】 今、吉田委員長が言われたのは、私、3案かと思って聞いておったのですが、2案で選別していく過程でプラスチック等が出てきたときに、これは別に戻す必要はないだろうと。だから、処分していくのだというお話なので、選別の過程で3案になっていくのではないかなあというふうに、コンクリートだけ残しちゃうと聞こえたのですが、それで2案というのがよくわからない。3案にいくのではないですか、それは。

【吉田委員長】 その点は、一つの案にまとめるのではなくて、2案、3案をご検討いただければいいと思うのですよ。これを委員会としては検討したらどうでしょうか。それは3案の方が望ましいに決まっていると。予算が許せば、ぜひお願いしたい。

それから、今、地元のご意見、それはもっともだと思います。それで、私たちとしては、技術的には生活の支障がないという結論でございます。それをベースにして対策案をまとめていかなければならないので、恐らく100%納得していただきたいということはこの委員会としてできない。ただ、最低限のことはやりましょうと。処理の過程で、必ず住民の方にも監視ができると。モニタリングができると。そして、定期的にあそこからどういうふうな物質が出ているか、そして処理の過程がどういうふうになっているかという経過報告は必ず市役所の方でしていただきたい。それで、今、完全な安全ではなくて、逐次必ず安全を保証するようなプロセス、そういう仕組みを一緒に提言する。持っていただく

と。それでもって納得していただく、そういうことしかないのではないかと思いますのですが、こう言っても、地元の人には決して納得はされない。それでも、やはり申しわけないですけれども、できれば提言させていただきたいと。今、一部撤去の2案ないし3案で、市長、それから議会の方で検討していただきたいと。いかがでしょうか。

【清水委員】 もう一度、同じ意見を言わざるを得ないのですけれども、一部撤去にする根拠が私にはやはりないのですね、お金のことだけしか。我が家で海外旅行に行きたいけれども、金がないから国内旅行で済ませようか。そんなたぐいの問題ではないというふうに思います。本当に再発防止のことを考えても、これは最終処分場ではないのだ。本当に完全に撤去するという姿勢を見せるべきだというふうに思います。

【吉田委員長】 全量撤去というご意見があります。

【駒宮委員】 これ、最初にお話しさせていただいた意見とまた同じ意見なのですけれども、そもそも全量撤去するには13年かかるのですよね。全量撤去というのは、もちろん大前提が全量撤去であることは確かなのですけれども、全量撤去するためには大変なお金もかかるし、大変な状況になると思います。結局13年先までのことをこれから市長に答申されて、もし市長がお決めになったとしても、市長自体責任持てないですよ。結局我々がこの場でどこまで責任を持つかということを決めるということがすごく重要で、これから全量撤去を当然前提としつつ、もう一度繰り返しますけれども5年先の目標をどこにするかと。これ、素人的な考え方もかもしれませんが、2案を選ぼうが、3案を選ぼうが、全量撤去という案が消えたわけではない。さらにそこでもう一度議論するのだというスタンスでいきませんと、もし全量撤去という案がここで採択されたとしても責任を全うできない。我々が責任を全うする範囲というものが恐らくあって、そこはせいぜい5年ぐらいだろうというふうに私は思っております。

〔傍聴人の発言あり〕

【事務局（宮川）】 申しわけございません。ご発言は控えていただきますようお願いいたします。

【吉田委員長】 この意見をまとめるのは非常に難しいなと思いますけれども……。

〔傍聴人の発言あり〕

【事務局（一野）】 退席をお願いすることになりますから、お気をつけください。

〔傍聴人の発言あり〕

退席をお願いします。ルールは守ってください。

【吉田委員長】 もう一度議論の方を整理させていただきますけれども、可能性としては、全量残置から全量撤去までであると。その中で、全量残置というのは、これはちょっと無理だと。それから、恐らく一部撤去の第1案というのも、これは全量残置とあまり変わらないので、これもやはり選択肢から外していくべきだろうと。そうすると、残るは一部撤去の2案、3案及び全量撤去ということになります。それで、どこに重きを置いていくか。可能性としてすべてあるということとしても、どこかにウエートを置いていかなけれ

ば、これからの対策案を練ることはできない。とりわけ再生ビジョン部会としては、何らかの形で方向性を示していただかない限りは、これを今後どういうふうにするかを検討することはできない。

これから、どうでしょうか。最終的にはやはり市、あるいは議会に決定していただかなければなりません。ただ、この委員会としては、やはりある程度の方向性、ウエートづけをしていく。完全に一つに決めることはできません。今の状態で私にそれはできそうにないので、私としましては、案として、2案にウエートを置きながら、そして、それをどこまで拡張できるか。それを市長及び議会の方で決めていただきたい、検討していただきたいという形でまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【西川委員】 とりあえず中間的な方針ということでありますので、今、全量撤去という部分も非常に根強い部分もあるのですが、やはり委員長初め、3案に近い2案ということで一週持ち帰って、我々も議会で検討させていただきますので。

【吉田委員長】 それでは、そういう形で市長の方にも答申をさせていただきたいと思えます。よろしいですか。

【駒宮委員】 ただ、大前提として全量撤去というのは当然の方針であるということをお前提にしつつ、2案ないし3案というふうには持っていきませんとだめなのです。単なる2案、3案を選ぶということではあり得ないのです。これは全く繰り返しになりますけど、結局1案から3案、どこを選んでも理由がないのです。もちろん委員長は理由はあるとおっしゃいますがそんなに大きな理由はない。強いて言えばお金の問題ということですからやはりそこら辺全部含めて、答申していただければいいなというふうに思います。

【西川委員】 やはり全量撤去が前提という部分でスタートしていただかないと、今、駒宮委員が言われたような話になりますので、あくまで全量撤去が前提という部分を前置きして答申をしていただきたい。

【吉田委員長】 わかりました。全量撤去を前提としてということは、当初からこの委員会の大前提であります。再確認したということで、その中で可能性を探っていくという答申をいたしたいと思えますが、それでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、どうも長時間ご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

次回の日程を事務局の方で調整してくださいということなので、次回、大体いつごろがいいですか。

【事務局（宮川）】 改めて調整させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【吉田委員長】 それでは改めて、再度日程調整させていただきますので、よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

【事務局（一野）】 どうも長時間ご審議いただきまして、ありがとうございました。

--了--